

# 岐阜県公報

## 目次

人事委員会規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

(人事委員会)

ページ

号外(一) 令和三年八月二日

## 人事委員会規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年八月二日

岐阜県人事委員会

委員長 廣 瀬 英 二

岐阜県人事委員会規則第三十号

## 岐阜県職員等旅費条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県職員等旅費条例施行規則(昭和三十三年岐阜県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第七条中「旅行命令権者は」の下に「旅費条例第四条第五項に定める場合を除き」を加え、「又は」を「又は」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(口頭による旅行命令等)

第七条の二 旅費条例第四条第五項に規定する「人事委員会規則で定めるもの」は、全ての行程が徒歩による旅行とする。

第八条第一項中「第四条第五項」を「第四条第六項」に改める。

## 附則

この規則は、令和三年九月一日から施行する。

令和三年八月二日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社